

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの期間及び4年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年3月まで
② 平成4年2月から同年4月まで

平成元年4月に就職したが、採用期間が1年あるいは数か月だったりし、厚生年金保険に加入できない期間があった。そのような場合には、国民年金に加入し、保険料も納付してきた。

申立期間①は非常勤であったが、週3、4日の不規則な勤務のため厚生年金保険には加入できず、国民年金に加入し保険料も納付した。

また、申立期間②はそれまでの採用期間が終了し、無職の期間だったので、国民年金に加入し保険料も納付したと記憶している。

他の国民年金加入期間は納付済みとなっているのに、これらの期間だけ未納というのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後から平成9年3月に第3号被保険者となるまでの間、4回の国民年金加入期間があるところ、これらの期間については保険料をすべて納付している。

申立期間①については、12か月と短期間である上、A市が保管する国民年金被保険者名簿（電算データ）によると、平成2年4月1日の新規資格取得の処理は同年5月9日に行われた記録となっていることから、加入手続は同年4月又は5月に行われたと推認できることを踏まえると、加入手続を行いながら未納の記録となっていることは不自然である。

申立期間②については、3か月と短期間である上、A市が保管する上記名簿によると、平成5年4月1日の資格再取得並びに申立期間②の資格再

取得及び喪失の処理が同日（同年4月22日）に行われた記録となっていて、この時点では過年度納付が可能であり、その後の期間の納付状況を踏まえると、過年度納付を行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から52年3月まで
② 昭和57年8月から60年9月まで
③ 昭和61年12月

2、3年前に母親から、「あなたの国民年金のことで、町内会の係の方から国民の義務であると言われたので、その際に加入手続をして保険料は月々納付した。」という話を聞いたので、申立期間の保険料は間違いなく納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人及びその弟の納付日が確認できる昭和60年10月から平成2年5月までの国民年金保険料は、いずれも二人の納付日が同じであり、同居していた申立人の母親が二人の保険料と一緒に納付していたとすれば、申立期間②のうち昭和57年8月から58年12月までの分については、弟が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人が未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和55年11月7日に払い出されたことが確認でき、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び申立人が所持する年金手帳でも、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは同年4月1日であることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない。

また、申立期間②のうち昭和59年1月から60年9月までの分について

は、直後の同年 10 月から 62 年 2 月までの保険料が、各月とも時効直前（一部時効後）に納付されていることから、申立人の母親は、同年 11 月ごろに、過年度分の納付書を発行してもらい、60 年 10 月分から順次納付していったものと推認され、納付書が発行された時点で、59 年 1 月から 60 年 9 月までの保険料は時効により納付することができない期間と考えられ、申立人の弟についても未納となっている。

さらに、申立期間③については、上記オンライン記録によれば、時効後に納付されたことから、納付された保険料は翌月の保険料に充当されており、充当処理が行われた結果、未納になったものと推認され、申立人の弟についても同様の処理がなされている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付には直接関与しておらず、加入手続や保険料の納付を行っていた申立人の母親は、高齢のため納付状況等について確認できない状態である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに昭和 57 年 8 月から 58 年 12 月までの期間を除く申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月、7年10月から8年9月までの期間及び13年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、4年9月の標準報酬月額に係る記録を24万円に、7年10月から8年9月までの標準報酬月額に係る記録を28万円に、13年9月の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月6日から平成13年12月1日まで
私は、昭和53年1月6日から平成13年12月1日まで、A社に勤務し、その期間の給与明細書もあるが、私の標準報酬月額が適正なものであるか疑問があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書により、申立期間のうち、平成4年9月は24万円、7年10月から8年9月までの期間は28万円、13年9月は32万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人の標準報酬月額を、4年9月については24万円に、7年10月から8年9月までの期間については28万円に、13年9月については32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されていた標準報酬月額が、長期期間のうち複数回において一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認

できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から平成 4 年 8 月までの期間、4 年 10 月から 7 年 9 月までの期間、8 年 10 月から 13 年 8 月までの期間、同年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書により、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を超える保険料を控除された事実は確認できないことから、申立人がその主張する報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、申立期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年6月3日、資格喪失日に係る記録を53年6月15日とし、申立期間の標準報酬月額を、49年6月から50年3月までは6万4,000円、同年4月から51年3月までは8万6,000円、同年4月から52年3月までは11万8,000円、同年4月から53年3月までは12万6,000円、同年4月及び同年5月は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月3日から53年6月15日まで

私は、昭和49年6月3日から53年6月15日まで、A事業所で勤務したが、当該期間について社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ未加入であるとの回答であった。

A事業所が発行した証明書には、当該期間について厚生年金保険に加入している旨の記載があるので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録、申立人が所持する同事業所が発行した厚生年金保険等の加入期間に関する証明書及び複数の同僚の証言などから判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管する申立

人に係る人事記録の給与日額の記載から、昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月までは 6 万 4,000 円、同年 4 月から 51 年 3 月までは 8 万 6,000 円、同年 4 月から 52 年 3 月までは 11 万 8,000 円、同年 4 月から 53 年 3 月までは 12 万 6,000 円、同年 4 月及び同年 5 月は 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A 事業所は、昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 11 月 1 日までの期間及び 53 年 5 月 1 日以降現在に至るまでの期間は適用事業所となっているが、申立期間の大部分を含む 39 年 11 月 1 日から 53 年 5 月 1 日までの期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、複数の同僚からの証言により、申立期間において申立人と同様に勤務した者は申立人を含めて 5 名であったことが確認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年10月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同日にそれぞれ訂正し、同年9月の標準報酬月額を4,500円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、A社B支店の事業主は、申立人に係る昭和24年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、A社C支店の事業主が、申立人に係る昭和24年10月から同年12月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月30日から25年1月1日まで
厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については加入事実が確認できなかったとの回答をもらいました。
私は、昭和24年10月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動しましたが、勤務を継続していたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人に係るA社B支店及び同社C支店における厚生年金保険被保険者名簿の記載から、昭和24年9月は4,500円、同年10月から同年12月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、A社B支店の事業主が申立人に係る昭和24年9月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を同年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年9月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、A社C支店の事業主が申立人に係る昭和24年10月から同年12月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から11年3月までの期間及び12年5月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月から11年3月まで
② 平成12年5月から同年11月まで

申立期間①については、当時大学生であった私が学生免除の手続を失念した結果、国民年金保険料を滞納して未納となっていることが、平成12年の夏ごろに判明した。実家の母と兄から厳しく叱責され、その時点において納付可能な範囲を確認し、必要な分を母か私が全額納付したはずである。申立期間②については、その都度、納付期限内に納付したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は平成12年夏ごろに納付したとしているが、その時点で申立期間の一部は時効が到来しており、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間①のうち納付可能な期間及び申立期間②については、申立人及びその母親共に当時の納付方法や納付金額の記憶は曖昧である。

さらに、申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から47年3月まで
国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和38年10月から47年3月までの期間については納付の事実が確認できなかったとの回答を得た。

この期間は他県にいた時期であり、当時は国民年金に加入していなかったが、結婚してA市に帰って2年後の昭和49年10月ごろ、地区の名士でもあった国民年金委員から加入を強引に勧められ、断り切れずに加入した。

当時は家を買ったりしてまとまったお金が無かったが、妻の親から6万円から7万円を借りて国民年金委員を通じて保険料を納付しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張している時期は、第2回特例納付の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料は特例納付により納付することは可能であったが、申立人が納付したとする金額が曖昧である。仮に申立人が当初述べていた納付額としても、特例納付で納付した場合の金額と相違している。

また、申立人が保険料を納付したとする国民年金委員は既に死亡していることから、保険料の納付等の状況が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から53年4月までの期間、54年6月及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から53年4月まで
② 昭和54年6月
③ 昭和57年1月から同年3月まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料については納付した事実が確認できなかったとの回答をもらった。

これらの保険料については、A区に住んでいた昭和58年か59年ごろ、同区役所の窓口で3回に分けて納めた。納付した保険料額についてははっきり覚えていないが、十数万円だったと記憶している。申立期間の保険料を納付したのは間違いないので、国民年金の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年か59年ごろにA区役所の窓口で保険料を納付したと主張しているが、この時点では申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であり、これを納付するためには特例納付によることになるが、特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年2月10日に払い出されており、申立人に対してそれ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間③について、A区は、過年度納付に当たるため、区役所の窓口で直接保険料を受領することは制度上考え難いと回答している上、ほかに申立期間③について納付していたことをうかがわせる事情は見当た

らない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 1 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 56 年 1 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 8 年 3 月まで

自分の国民年金保険料と一緒に、申立期間①については両親の保険料を、申立期間②については妻及び両親の保険料を、私が毎月、町内会の班長に納付していたのに、私だけ、国民年金の記録が未納となっているのはおかしい。

また、申立期間②では児童手当を受給していた。国民年金の保険料を納めないと児童手当は受給できないと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する年金手帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿では資格取得日が社会保険庁の記録と同じ昭和 63 年 4 月 15 日となっているため、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号の 2 つ前の記号番号の被保険者が 20 歳に到達した平成 8 年 11 月に資格を取得していることから、申立人の国民年金手帳記号番号もそのころに払い出されたと考えられるとともに、申立人が最後に船員保険の資格を喪失した昭和 63 年 4 月 15 日にさかのぼって国民年金の資格を取得していることから、平成 8 年の時点では申立期間のほとんどが時効の到来により納付することができない期間であるほか、申立人は妻と両親の保険料も一緒に納めてい

たとしているが、申立人の妻及び母にはそれぞれ異なる期間で保険料の未納があり、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付していないと受給できないと聞いていた児童手当を申立期間②に受給していたので、国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、A市では国民年金に未加入あるいは未納であっても児童手当は受給できるとしている。

加えて、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は複数で長期間である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から61年3月まで

昭和46年7月から61年3月までの期間について、社会保険事務所に照会したところ、この期間の付加保険料の納付事実が確認できなかったとの回答があった。

夫が、昭和46年7月ごろA市役所で国民年金の加入手続を行った際、係員から「付加保険料を上乗せして納付するとよい。」との説明を受けたため、手続を行い、付加保険料を納付した。

申立期間は、すべて付加保険料を納付しているので納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が保険料の納付のために使用した、夫名義の預金口座における昭和50年度から60年度までの預金出金記録を確認したところ、払い出されているのは国民年金の定額保険料を前納した額に相当する金額のみであり、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳に記載された納付額と一致し、付加保険料を納付したことをうかがわせる金額の記載は見当たらない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が付加保険料を納付したとする記録は見当たらない。

さらに、付加保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月

国民年金の納付記録について社会保険事務所に照会したところ、昭和 57 年 1 月について納付事実が確認できなかったとの回答があった。

昭和 57 年 1 月ごろに厚生年金保険の適用事業所を退職後、役場で国民年金に加入する手続きを行い、保険料を納付しているはずなので、申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 1 月ごろ、厚生年金保険の適用事業所を退職し、国民年金の加入手続きをしたと主張しているが、A 町が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日が同年 2 月 1 日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

また、申立人の国民健康保険の資格取得日も昭和 57 年 2 月 1 日であることから、申立人は、A 町に対し、国民年金と国民健康保険の資格取得日を同年 2 月 1 日と届け出ていることが推測され、申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録では、平成 16 年 6 月 4 日に、国民年金の資格取得日が昭和 57 年 2 月 1 日から同年 1 月 21 日に訂正され、同年 1 月が未納の期間とされている。

加えて、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成元年11月まで
国民年金については、会社を退職後（昭和63年9月末ごろ）、A市役所で加入手続を行った。

申立期間の保険料は、自分で納付書を持って、A市役所の中にあつたB銀行の出張所で支払つた。

申立期間において加入手続を行っているのので、納付書が発行されていればきちんと納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の前3名はいずれも20歳になつた平成5年7月から同年10月までの間に資格を取得していること、及びC社会保険事務所が保管する申立人の「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届書」によれば、同届書が同年10月にA市役所で受理されていることなどから、申立人の手帳記号番号は同年10月ごろに払い出されたものと推定され、申立期間は時効により納付できなかった期間に当たる。しかも、申立人は「最初の勤務先で発行されたオレンジ色の年金手帳しか持っていない。」と述べているほか、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する国民年金被保険者記録票によれば、申立期間については定額納付未納とされている上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月27日から同年6月20日まで
私は、A社で昭和28年2月から同年6月20日ごろまで働いた。同社を退社後、次の会社に勤めるまでの間は1か月ぐらいしかなかったと思っているので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人は当該事業所における事故を契機として退職し、次の事業所に勤務するまでの間は1か月程度しかなかったとしているが、次の事業所を紹介した知人は、紹介した時期を記憶していないと回答している。

また、他の同僚は、申立人について覚えておらず、証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、当該事業所に再入社したことは無いと供述しているところ、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険名簿によると、当該事業所において申立人が昭和28年3月27日に資格を喪失した以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は見当たらないことから、申立期間に再度、被保険者資格を取得したことはうかがえない。

加えて、A社の事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格に係る届出及び保険料控除については不明と回答している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 24 日から同年 12 月まで

私は、A社で昭和 39 年 12 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間としての記録が同年 8 月 24 日までとなっているのがおかしい。

職場の皆とオリンピックを見に行く話をしていたので、申立期間も勤務していたことを鮮明に覚えている。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が、A社において勤務していたことを推認することはできる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 39 年 10 月 25 日から 40 年 5 月 28 日までの期間において、他の事業所で雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主とも連絡がとれないことから、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和 39 年 8 月 24 日と記録されており、このほかに申立期間について申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立期間に再度被保険者資格を取得したことはうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年10月30日まで

私は申立期間中、船舶所有者Aの船舶Bに乗っていたが、その時の標準報酬月額が社会保険庁の記録では28万円になっている。当時は機関長であり、一般船員の1.8倍の給与と生産奨励金を受けていたが、同じ船で平成2年5月時の標準報酬月額は53万円になっているのに、申立期間の標準報酬月額が28万円となっているのは納得できない。標準報酬月額を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

また、当該事業所は既に廃業し、事業主も死亡しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、船員保険の加入代行を行っていたと思われる事業所も既に解散しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、社会保険庁が管理する申立期間における同僚の記録をみても、申立人と同じ時期に同様に標準報酬月額が改定されており、標準報酬月額を減額改定している記載や不自然な訂正箇所は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 11 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 35 年 12 月 21 日から 38 年 12 月 16 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 21 日から 43 年 1 月 16 日まで
④ 昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 9 月 1 日から 47 年 1 月 21 日まで

平成 17 年に年金を請求する際に、申立期間が脱退手当金として処理されていることを知ったが、私は、脱退手当金を請求したことは無く、納得できない。

A社を退職するときに、脱退手当金の説明は一切されていないし、脱退手当金を請求したことも無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間である5回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっているが、これは脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、申立人のA社の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、B社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月4日から43年4月30日まで
A社で働いていた期間の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、社会保険庁から申立期間は加入事実が確認できなかったと回答があった。
しかし、A社の経営者である実兄に依頼されて、昭和40年6月、夫が所有していた土地、建物にA社B営業所を開き、43年春に、体が悪くなるまで勤務していたので、社会保険庁の回答に納得できない。申立期間を加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和40年ごろ、A社B営業所で働いていたことは、雇用保険被保険者記録及び申立人が名前を挙げた当時の同僚の証言から推認することができるが、当該事業所が置かれていた期間及び当該事業所における申立人の具体的な勤務状況までは確認できない。

また、申立人が記憶している、申立期間当時、A社本部において経理事務を担当していたとする同僚は、「当時の従業員の中には、雇用されてから退職するまでずっと厚生年金保険に加入しない又は一部の期間しか加入しない者がいた。」と話しており、同社では、勤務期間と厚生年金保険の加入期間は必ずしも一致していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い。

加えて、A社の後継事業所では、昭和40年代の人事記録、給与台帳及び社会保険に関する書類などのすべてをA社から引き継いでいないとしており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その上、申立期間について、社会保険事務所が保管する当該事業所の健

康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 713 (事案 197 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
② 昭和 47 年 6 月 21 日から同年 7 月 20 日まで

申立期間①について、A市にある料理店Bに勤務していた期間において、前回の調査結果では同料理店閉鎖ということで手掛かりが無いとのことでした。

しかし、私が当該料理店で働いていたということに関し、再度調査をお願いする。C氏という者がおり、D町に住んでいると思われる。また、もう一人はD町にてE(屋号)という料理店を営んでいると聞いており、私と親しい間柄だった同僚で今でも鮮明に覚えている。両人とも私のことを知っていると思う。

申立期間②について、F事業所に勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については再申立てであり、当委員会は、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、料理店Bは昭和 27 年 5 月 6 日から適用事業所となっているが、同料理店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、同名簿の整理記号番号に欠番もみられず、当時の経営者の連絡先も不明であることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 20 年 7 月 25 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、同僚二人の所在地が判明したとして再申立てとなったが、

同僚のうちの一人からは、申立人が当該料理店に勤務していたことについての確認は得られたものの、勤務形態や厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

一方、もう一人の同僚は、申立人のことは覚えておらず、自らは当該料理店に「2年間ぐらい勤務したが、アルバイトであったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険加入記録によれば、申立期間においてF事業所に加入していたことが確認されるが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年6月1日であることから、申立期間②において、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことは記録上明らかである。

したがって、申立人は、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。